

千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正内容及び理由

千葉県保健師等修学資金貸付条例の一部改正（①貸付期間の満了をもって返還とする規定を設ける②試験1回の不合格で返還としていた規定を試験2回まで受験可能とする）により、条項番号が変更となることから、当該条項を参照している箇所を改正する。

2 施行期日

令和2年4月1日

3 意見公募手続について

千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第38条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は行わないものとする。